

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで  
③ 昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月まで

昭和 50 年ころ、A 市役所において、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、結婚前は母が、結婚後は妻が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

このため、各申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は申立期間③直前の昭和 61 年 4 月から同年 5 月までの保険料を現年度納付しており、申立期間③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③直後の保険料は過年度納付しているものの、昭和 62 年 9 月の保険料から現年度納付している事実が確認できることから、この時点で時効未到来であった申立期間③の保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立期間①及び②の直後の期間について、申請免除となっているところ、申立人は、申請免除の手続を行った記憶は無いと主張しているにもかかわらず、当該期間については申立てをしていない。

また、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②については、申立人の母が保険料の納付を行っていたと主張しており、事実、申立人は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立期間①及び②当時の具体的な国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から同年3月まで  
② 昭和47年6月から同年9月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和47年2月から同年3月までの期間及び同年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和44年\*月に20歳になり、母が、国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、母が、家族の保険料を納付してくれていたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間は、それぞれ2か月及び4か月と短期間であり、申立人は、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、両申立期間の保険料を納付したとする申立人の父及び母については、昭和35年10月1日に国民年金に加入後、60歳で国民年金被保険者資格を喪失するまでのすべての期間について、保険料を納付していることから、年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

2 申立期間①について、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、申立期間①の前後の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

3 申立人は、申立期間②について、申立人の母が、家族の保険料を納付していたと主張しており、事実、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間②当時、同居していた申立人の弟については、申立期間②の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立人に係る申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間②を含む昭和47年度の保険料納付状況記録欄には、納付月数が「05」と記載されていることが確認できるが、申立人の同年度の保険料納付状況をみると、現年度納付と過年度納付が混在しており、このような場合、同欄には、まず納付月数を「02」と記載し、過年度納付後に「05」と修正記載するのが一般的であると考えられる。しかしながら、当該台帳の納付月数は、当初から「05」と記載され、修正された形跡も見当たらないことを考えると、昭和48年1月から同年3月までの保険料について、同年5月ないし同年6月ごろに過年度納付したことが推認でき、この時点において、時効未到来である申立期間②の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年9月まで  
② 昭和37年4月から38年4月まで

社会保険事務所（当時）で納付記録を確認したところ、昭和36年4月から同年9月までの期間及び37年4月から38年4月までの期間の国民年金保険料の納付事実を確認できなかった。

昭和35年ないし36年ころに、当時、納税組合長であった父が、国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて、家族の分と一緒に、両申立期間の保険料を納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料について、納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①は、6か月と短期間であり、申立人は、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和35年12月23日に、申立人に国民年金手帳記号番号「\*」が払い出されたことが確認でき、事実、国民年金被保険者移動記録簿により、同番号における国民年金被保険者資格が「喪失」とされた後に、同番号が「取消し」とされたことが確認できることから、申立人は、申立期間①については、同資格を有しており、保険料の納付書が発行されたものと推認できる。

さらに、申立期間①の保険料と一緒に納付していたとする申立人の両親については、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人に係る申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 一方、申立人の所持する昭和 39 年 4 月 18 日発行の国民年金手帳では、申立人が 37 年 4 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金被保険者資格を取得した日は、「昭和 38 年 5 月 1 日」と記載されており、訂正された形跡も認められない上、「昭和 38 年度国民年金印紙検認記録」の 4 月欄に、「不要」と押印されていることが確認できることから、当時、申立人は、38 年 5 月 1 日から国民年金被保険者となったことを認識していたものと推認でき、申立期間②については、同資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、昭和 35 年ないし 36 年ころに、申立人の父が、国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて、家族の保険料と一緒に、申立期間②の保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に再加入した時期は、申立人の所持する国民年金手帳に記載されている発行日により、39 年 4 月 18 日ころであると確認できるほか、同手帳の「昭和 38 年度国民年金印紙検認記録」から、申立人が 38 年 5 月から 39 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人は、申立期間②の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間②の保険料を過年度納付及び特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1045

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月まで  
婚姻を機に、夫の父に勧められ、その父が国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料については、私が夫の分と一緒に市役所において納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間であり、申立人は国民年金の加入手続以降、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、オンライン記録によると、申立人は申立期間直前の昭和 61 年 4 月から同年 5 月までの保険料を現年度納付しており、申立期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の保険料は過年度納付しているものの、昭和 62 年 9 月の保険料から現年度納付している事実が確認できることから、この時点で時効未到来であった申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成4年6月16日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年4月16日から同年6月16日まで  
ねんきん特別便を確認したところ、A機関B事業所C部に勤務していた期間のうち、平成4年4月16日から同年6月16日までの期間について、加入記録が無いことが判明した。

私は、平成2年4月1日にA機関B事業所C部に就職し、4年6月15日まで勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A機関から提出された人事記録では、同機関長が、発令者として、平成4年6月15日付けで申立人の辞職を承認したことが確認できる。

また、A機関から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人が平成4年6月16日付けで同機関における被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに、同通知書に同機関を管轄する社会保険事務所の受付印（平成4年6月17日付け）が押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する平成4年6月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA機関における平成3年10月のオンラインの記録から、22万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和32年2月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年2月26日から同年4月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和32年2月26日から同年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、入社してから退職するまでA社に継続して勤務しており、申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間中、A社に正社員として勤務していたことが確認できるとともに、B社から提出された「辞令控」により、申立人は昭和32年2月26日付けでA社本社に異動したことが確認できる。

また、前述の同僚のうちの3人から、申立期間当時、A社では、正社員全員が社会保険に加入していたと思う旨の回答が得られたほか、そのうちの1人から、申立人は、正社員であり、社会保険に加入していたと思う旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの

と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年4月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和21年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正14年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年12月20日から21年5月21日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和20年12月20日から21年5月21日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。私は昭和15年からA社に勤務し、21年5月21日付けで同社C工場に転勤したものであり、記録が誤っていると思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、昭和41年1月28日付けの勤続25年表彰状により、申立人が、申立期間中、継続してA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が、A社B工場から同社C工場に同時に転勤したとして名前を挙げた同僚は、既に他界しているが、生前に書き残した「同意書」には、昭和21年5月21日に、申立人と同時に同社B工場から同社C工場に転勤となり、一緒に勤務した旨が記載されているとともに、当該同僚の妻に照会したところ、申立人及び自身の夫は、A社入社当時の知己で、申立期間当時、同社B工場から同社C工場と一緒に転勤し、鍛造課において勤務していたとの証言が得られた。

さらに、A社C工場の被保険者名簿において、申立人と同じページに登載されており、申立人と同じ日付で被保険者資格を取得している者のうち、同社B工場からの転勤者と思われ、かつオンライン記録が確認できる者は、前述の同僚を含め5人いるが、前述の同僚を含む4人には、転勤前後において空白期間は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和21年5月21日にA

社B工場から同社C工場に同時に転勤し、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る被保険者台帳における、申立人の昭和20年11月の標準報酬月額が70円であることから、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成3年11月26日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成3年4月から同年7月までを13万4,000円、同年8月から同年10月までを17万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和41年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成3年4月12日から同年11月26日まで  
② 平成3年11月26日から同年12月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における被保険者資格喪失日が、平成3年4月12日である旨の回答を受けた。

平成3年11月30日までA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者資格喪失日を退職日の翌日である同年12月1日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社の離職年月日は平成3年11月25日であることが確認できる上、同僚5人から、申立人は同社に継続して勤務していた旨の証言が得られた。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格記録について、当初、平成3年8月1日付けで標準報酬月額の変更処理が行われていたところ、4年3月10日付けで月額変更が取り消されている上、3年4月12日まで遡<sup>そきゅう</sup>及して被保険者資格喪失日が訂正され、同社は同日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われていることが確認できる。

また、申立人同様、資格喪失日が遡<sup>そきゅう</sup>って訂正されているものが5人いることが確認でき、かつ、当該記録訂正前の処理及び同僚の証言から、平成

4年3月10日において、A社は適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である平成3年11月26日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社におけるオンライン記録により、平成3年4月から同年7月までは13万4,000円、同年8月から10月までは17万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、同僚の証言から、申立人が同期間にA社に勤務していたことはうかがえるが、上記1のとおり、雇用保険の被保険者記録では、申立人は平成3年11月25日に離職していることが確認できる。

また、申立人が提出した給与明細書及び給与袋により、申立期間②当時のA社における厚生年金保険料の控除方式は翌月控除だったことが認められることから、所持している平成3年11月分の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、平成3年10月の保険料であると推認できる。

このほか、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和29年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月10日から29年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社C工場に在籍していた期間のうち、昭和28年12月10日から29年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

当該期間中、A社C工場に在籍のまま、出張扱いで、同社D事務所の建設現場に駐在しており、厚生年金保険についても継続して加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る「従業員基本情報」により、申立人は、A社の前身であるE社に昭和23年3月15日に入社してから定年退職するまで、E社及びA社に継続勤務していたことが確認できる。

また、B社に照会したところ、A社D事務所が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和29年4月1日であることから、申立人は、申立期間中、同社C工場に在籍していたものと考えられる旨の回答が得られた。

さらに、B社から、申立期間においても、申立人は継続して厚生年金保険料が控除されていたと考えられる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社C工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る被保険者名

簿における昭和 28 年 11 月の申立人の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成元年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月21日から同年11月1日まで

私は、平成元年2月1日にB社に就職し、同年10月21日付けで、グループ企業であるA社に異動したが、同事業所での厚生年金保険被保険者資格の資格取得日が同年11月1日と記録されている。平成元年10月の厚生年金保険の加入記録が抜けていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及びA社の事業主の回答から、申立人が同事業所及びそのグループ企業であるB社に平成元年2月1日から7年10月20日まで勤務し（元年10月21日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年11月分の給与明細書の総支給金額及び厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、A社B製作所における被保険者資格の取得日は昭和20年9月1日、喪失日は23年6月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年3月までの期間は120円、同年4月から22年5月までの期間は480円及び同年6月から23年5月までの期間は600円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から23年6月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B製作所に勤務していた昭和20年9月1日から23年6月1日までの期間についての記録が無い旨の回答を受けた。戦争の激化に伴い、昭和19年8月にA社C製作所から同社B製作所に転勤となり、終戦後も引き続き勤務し、23年5月いっばいで退職したため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B製作所に係る被保険者名簿（以下「名簿①」という。）から、申立人が昭和19年8月6日に資格を取得していることが確認でき、名簿①を書き替え後の被保険者名簿（以下「名簿②」という。）の申立人の欄に、21年4月1日に法改正が行われた際のものと思われる標準報酬月額等級が記載されていることが確認できる。

また、上記名簿①及び名簿②とは別の当該事業所の被保険者が記録されている名簿（以下「名簿③」という。）に、申立人の名前が確認でき、昭和22年6月1日法改正時のものであると思われる標準報酬月額等級が記載されていることが確認できる。

さらに、名簿①、名簿②及び名簿③のいずれも、申立人の氏名には誤りは

無く、申立人の厚生年金保険手帳記号番号は、すべて同一であるが、名簿②及び名簿③には、申立人の生年月日は未記入であり、申立人の資格喪失日が記載されていないことから、申立期間当時の社会保険事務所において記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は昭和 19 年 8 月に転勤により A 社 C 製作所から同社 B 製作所に配属となったと主張しているところ、名簿①における申立人の資格取得日は申立人の主張と一致している上、申立人が名前を挙げた同僚のうち一人から、申立人は、同年 8 月に転勤により同社 C 製作所から同社 B 製作所に配属となり、同僚自身が退職した 22 年 10 月までは少なくとも同社同製作所に勤務していた旨の証言が得られたことから、申立人の主張は具体的であり、<sup>びょう</sup>信憑性が認められる。

一方、申立人及び上記同僚の証言から、申立人は名簿①で確認できる A 社 B 製作所において昭和 19 年 8 月 6 日に資格を取得する以前は、同社 C 製作所に勤務していたことがうかがえ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、事業所名は D 社、被保険者資格の取得日は 17 年 11 月 24 日、喪失日は 20 年 9 月 1 日と記載されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の A 社における被保険者資格喪失日が昭和 20 年 9 月 1 日となっていることから、申立人の A 社 B 製作所における被保険者資格に係る記録を、取得日は 20 年 9 月 1 日、喪失日は 23 年 6 月 1 日とする必要が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、名簿①、名簿②及び名簿③の申立人に係る記録から、昭和 20 年 9 月から 21 年 3 月までの期間は 120 円、同年 4 月から 22 年 5 月までの期間は 480 円及び同年 6 月から 23 年 5 月までの期間は 600 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和59年1月から61年3月までについて、国民年金保険料の納付事実が確認できなかった。  
実家のA市に居住していた際に、母が、国民年金の加入手続を行い、毎月、申立期間に係る保険料を納付していたはずである。  
このため、申立期間について、保険料の納付事実の確認ができないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、申立人より前の国民年金手帳記号番号で国民年金第3号被保険者の資格取得処理年月日から、平成元年5月以降と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人については、平成6年12月21日に、申立期間後の昭和61年4月から平成元年4月までの国民年金被保険者資格記録(保険料は未納とされている)が追加されていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時には、国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認でき、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立人の母が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成元年5月以降の時点

では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を納付することはできない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1047

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から49年6月まで  
20歳になった当時、家族が納税組合に加入していたことから、国民年金への加入を勧められ、父が加入手続を行ってくれた。申立期間当時、私は、両親の仕事を手伝い、家族の中心となって働いており、父が私の国民年金保険料を家族の分と一緒に納税組合に納付してくれていた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和51年10月23日以降と考えられ、この時点で申立期間については時効により保険料を納付できない。

また、A町役場が管理する国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和51年10月30日に、その時点で時効未到来であった49年7月から50年3月までの国民年金保険料を過年度納付している事実が確認できることから、申立期間の保険料については時効により納付できなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から50年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年8月から50年7月まで  
申立期間については、A自治体B区Cに住んでいたことから管轄の役所において国民年金の加入手続を行い、銀行名などは覚えていないものの、口座振替により1か月ごとに国民年金保険料を納付していたはずである。  
このため、申立期間の保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B区に住んでいた昭和49年8月から50年7月までの間に国民年金の加入手続を行い、口座振替により保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金被保険者資格を取得した時期は、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳管理簿により、厚生年金保険被保険者との婚姻（昭和51年5月\*日）後に任意の資格で加入した51年6月29日であることが確認できることから、申立人は、申立期間については国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料をさかのぼって納付することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は「\*」であり、仮に、申立人の主張どおり、B区Cを管轄する区役所で国民年金の加入手続を行った場合、申立人が主張する居住地を管轄する社会保険事務所（当時）において払い出される記号は「\*」となることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は申立期間の保険料を口座振替により1か月ごとに納付していたと主張しているところ、B区役所から、申立期間当時の保険料収納単位は3か月であった旨のほか、口座振替による納付方法を開始した時期は昭和52年度である旨の回答が得られていることから、申立人の主張は矛盾している。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年2月から61年9月まで

ねんきん特別便を確認したところ、昭和59年2月から61年9月までの国民年金保険料が未納とされていた。20歳になった昭和59年ころ、父が、国民年金の加入手続を行い、就職するまでの期間の保険料を納付してくれていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和59年ころに、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金に加入した時期は、払出簿検索システムにより、61年12月18日以降と考えられ、事実、申立人が所持している国民年金手帳の国民年金記録の被保険者種別が「第1号」と記載されていることから、61年4月に法律改正が行われた以降に国民年金手帳が発行されたものであると推認でき、申立人の主張は矛盾する。

また、オンライン記録により、申立人は、納付が可能であった申立期間直後の昭和61年10月から62年3月までの保険料を63年11月9日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続の直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から56年3月まで

20歳になった昭和53年\*月ころ、父がA町役場（現在は、B市役所）において国民年金の加入手続を行ってくれた。また、父が、納税組合を通じて、定期的に国民年金保険料を納付してくれていた。その際、両親の分と一緒に納付していたと思う。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和56年6月20日から同月24日までの間と考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、後からさかのぼって納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付及び過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年2月から60年3月まで  
社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和57年2月から60年3月までの国民年金保険料について、納付事実が無いことが判明した。

申立期間については、学生であったが、父が、将来の年金額のことを考え、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたはずである。

このため、申立期間について、保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保険料を納付していたと主張しているが、申立人には現在の基礎年金番号である厚生年金保険記号番号の払い出し以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立期間については、国民年金被保険者資格を有していないため、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立人の父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月 16 日から 43 年 2 月 23 日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、昭和 42 年 8 月 16 日から 43 年 2 月 23 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、子供が生まれたばかりで、妻と私は昼夜交代でA社に勤務していた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後と同様に、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと主張しているが、公共職業安定所に照会したところ、申立人は、同社において、昭和 42 年 1 月 21 日に雇用保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 15 日に離職した後、43 年 2 月 23 日に同資格を再取得し、同年 8 月 25 日に離職している旨の回答が得られ、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立人の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

また、商業登記簿により確認できる現在の事業主に照会したところ、申立期間当時の資料は保存していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用については確認することができない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚及び申立人が名前を挙げた同僚のうち、存命中で連絡先の判明した同僚の合計 11 人に照会したものの、回答の得られた 3 人からは、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、申立人は、申立期間中に申立人の妻もA社に勤務していたと主張しているが、申立人の妻が同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、同社に係る申立人の妻の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間後の昭和43年4月26日であることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から 60 年 7 月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 59 年 3 月から 60 年 7 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、A社が経営するB社で営業を担当していたので、A社に勤務していたことは間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所からは、A社における申立人の雇用保険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。

また、A社の事業主の妻に照会したところ、申立人の氏名を記憶していない上、申立期間当時の資料は残存していないため、申立人の申立期間における勤務について確認することはできない旨の証言が得られたほか、当時のことを知る者として、当該事業主の妻から名前が挙げられた経理担当者からは、申立人の氏名を記憶していない旨のほか、当時、同社では、1か月ないし3か月の試用期間があり、従業員の中には、本人の希望により、厚生年金保険に加入しなかった者もいたと思う旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚5人に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうちの1人から、当時、1か月程度の試用期間があった旨の証言が得られたほか、当該同僚が保管している同社作成の「一般職社員整理表」（作成日：昭和59年9月1日）には27人の氏名及び入社日が記載されているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿では、27人のうち、被保険者資格を有している者は14人であるほか、14人全員が入社日より1か月ないし35か月後に

被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、30人ないし40人の社員がいたと主張しているが、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を有している者は17人であることから、当時、同社では、必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

また、当該被保険者名簿に、申立期間及びその前後の期間において、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場における資格喪失日が平成 3 年 3 月 31 日である旨の回答を受けた。

給与明細書においても平成 3 年 3 月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 3 年 4 月分の給料明細書により、同年 3 月の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、C社（A社B工場の親会社）から提出された申立人に係る労働者名簿、労働局から提出されたA社B工場における申立人の雇用保険加入記録の回答及び申立人から提出された平成 3 年分の給与所得の源泉徴収票により、申立人の同社同工場における退職日が平成 3 年 3 月 30 日であることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人に照会したところ、4 人から回答が得られたものの、申立人の退職日及び退職についての具体的な証言は得られなかった上、同僚の証言から判明した申立期間当時の事務担当者及びC社からは、平成 3 年 3 月 31 日は日曜日であるため、申立人は同年 3 月の最終出勤日であった同年 3 月 30 日をもって退職としたと考えられる旨の証言及び回答が得られた。

上記を前提とすると、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は平成 3 年 3 月 31 日であり、同年 3 月は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月1日から37年6月20日まで  
② 昭和38年4月30日から39年8月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和35年1月1日から37年6月20日までの期間及び38年4月30日から39年8月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両申立期間中、B職として、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、申立期間①及び②当時の資料は既に廃棄されており、申立人の同期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない旨の回答が得られた。

また、申立期間①について、A社において、当時、厚生年金被保険者資格を有していた同僚のうち、申立人が名前を挙げた同僚2人を含む12人に照会したところ、7人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得られなかったほか、同様に、申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚2人を含む8人に照会したところ、4人から回答が得られたものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について具体的な証言は得られなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金被保険者名簿に欠番は無く、同名簿により確認できる申立人の被保険者資格取得日及び資格喪失日はオンライン記録と一致している。

このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を両事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 897

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 21 日から同年 11 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関に勤務していた昭和 37 年 2 月 21 日から同年 11 月 1 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A機関においてB職として勤務していたことは、「C認定証」にも記載されており、間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA機関に勤務していたことは、D社が発行した「C認定証」の記載により確認できる。

一方、E協会（昭和 33 年にF協会からA機関の運営を移管された法人）に照会したところ、申立期間当時の資料は保存されていないため、申立人の申立期間における勤務は確認できないほか、申立期間当時の社会保険の加入条件等について不明である旨の回答が得られた。

また、A機関に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できる同僚のうち、連絡先の判明した8人に照会したところ、6人から回答が得られたものの、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、A機関に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考えにくい。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺

事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月10日から同年8月15日まで  
② 昭和37年9月15日から同年10月30日まで  
③ 昭和48年8月1日から49年10月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和37年7月10日から同年8月15日までの期間、B社に勤務していた同年9月15日から同年10月30日までの期間及びC社D事業所に勤務していた48年8月1日から49年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、E県旧F市内にある「A社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により、「A社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、該当する適用事業所は見当たらない。

一方、上記検索結果により、申立人が主張する所在地において、「G社」という名称の適用事業所が存在することが確認できたことから、申立期間①に、同社において被保険者資格を有していた者3人に照会したところ、そのうちの2人から、申立人が同社に勤務していたことを記憶している旨の回答が得られた。このことから、申立人が勤務していた事業所は同社であったと推認できるものの、当該同僚は申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入等については分からないとしており、申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、G社に照会したところ、資料が残存していないため、当時の状況については不明である旨の回答が得られた上、存命中で、連絡先が判明した当時の取締役等に照会したものの、申立人が勤務していたことを記

憶していない旨の回答であり、申立人の雇用条件、勤務状況等について確認することができなかった。

- 2 申立期間②について、申立人は、E県H市内の「B社」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により、「B社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、該当する適用事業所は見当たらない。

一方、上記検索結果により、申立人が主張する所在地において、「I社」という名称の適用事業所が存在することが確認できたことから、申立期間②に、同社において被保険者資格を有していた者8人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人について記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、J社（I社から名称変更）に照会したところ、資料が残存していないため、当時の状況については不明である旨の回答が得られた上、存命中で、連絡先が判明した当時の取締役等に照会したものの、回答は得られなかった。

- 3 申立期間③について、申立人は、E県K市内の「C社D事業所」に勤務していたと主張していることから、オンライン記録により、「C社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、申立人の主張する所在地に該当する適用事業所は見当たらない。

一方、上記検索結果により、L自治体M区内において、同一名称の適用事業所が存在することが確認できたことから、申立期間③に、C社において被保険者資格を有していた者6人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、いずれも、申立人が同社に勤務していたことを記憶しておらず、申立人の勤務状況等について具体的な証言を得ることはできなかった。

また、C社は昭和59年8月に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の本店所在地を管轄する法務局に照会したところ、該当する名称の法人登記は見当たらない旨の回答が得られたことから、申立人の雇用条件、勤務状況等について照会することができない。

さらに、C社における申立人の健康保険及び厚生年金基金の加入状況について、N健康保険組合及びO厚生年金基金に照会したところ、いずれも、申立人に係る加入記録は確認できない旨の回答が得られた。

- 4 申立人は、各申立期間当時の同僚を記憶していないため、申立人の勤務状況等について証言を得ることができない。

また、各申立期間において申立人が勤務した可能性のある前述の各事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前が無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠

落したものととは考え難い。

- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月から同年10月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和27年5月から同年10月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、「A社」を含む名称の厚生年金保険の適用事業所を検索したところ、該当する適用事業所は見当たらなかったものの、類似の名称の事業所として、申立人が主張する所在地の近隣に、「B社」があることが判明した。このことから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立人が名前を挙げた同僚を確認できたことから、申立期間当時、申立人が勤務していた事業所は同社であったものと推認できる。

しかし、B社は既に適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚は既に他界しているため、照会することができない。

また、申立期間にB社における厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚のうち、連絡先の判明した二人に照会したところ、そのうちの一人から回答が得られたものの、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険加入について具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立期間に係るB社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

加えて、B社は昭和27年8月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 900

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 26 日から 4 年 2 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社又はB社に勤務していた平成 2 年 8 月 26 日から 4 年 2 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、上記期間について、A社又はB社のいずれかに勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB社が発行した平成 3 年 5 月分及び同年 6 月分の給与明細書により、申立人が、申立期間のうち、当該期間について、同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記給与明細書によれば、厚生年金保険料は控除されておらず、出勤時数について、平成 3 年 5 月分では 80 時間、同年 6 月分では 112 時間と記載されていることから、時給計算により給与が支給されていたことが確認できる。

また、申立期間当時、A社又はB社において厚生年金保険の被保険者資格を有していた同僚 11 人に照会したところ、3 人から回答が得られ、自身の給与は時給ではなかった旨のほか、勤務時間について 1 日 8 時間ないし 9 時間、勤務日数について週 5 日ないし 6 日であった旨の証言が得られたことから、申立人は一般の従業員よりも勤務時間が短かったものと推認できる。

さらに、A社の申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、また、B社の当時の事業主は既に他界しているため、照会することができない。

加えて、オンライン記録により、B社は、新たに平成 3 年 6 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 6 月 18 日よ

り前の期間については、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 901

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで  
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 51 年 4 月 1 日から 61 年 1 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和 51 年 4 月から A 社に勤務しており、申立期間中、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずである。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、労働局に照会したところ、申立人は、昭和 52 年 4 月 1 日から 57 年 10 月 25 日までの期間及び 59 年 1 月 26 日から 63 年 8 月 31 日までの期間、A社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは確認できる。

一方、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 63 年 9 月 13 日となっていることから、申立期間において、同社は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、A社から、申立期間当時の資料は残存していないが、当時、同社は社会保険の適用を受けていないため、厚生年金保険料を控除していなかった旨のほか、申立人の勤務開始時期について、昭和 52 年又は 53 年ごろであった旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた者 1 人及び A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当した日に厚生年金保険被保険者資格を取得した 4 人の計 5 人に照会したところ、そのうち 1 人から、申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった旨の証言が得られた。

加えて、B市役所国民健康保険課に照会したところ、申立人は、申立期

間を含む昭和 51 年 3 月 15 日から平成 20 年 4 月 2 日までの期間において、国民健康保険に加入していた旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 902

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 7 年 7 月まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた昭和 62 年 4 月から平成 7 年 7 月までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

会社から渡された源泉徴収票により、申立期間に勤務していたことは確認できるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、平成元年 4 月 1 日から 8 年 4 月 30 日までの期間、申立人は、A社における雇用保険被保険者記録を有していた旨の回答が得られたことから、申立期間の大半について、A社に勤務していたことは確認できる。

一方、申立人から提出された源泉徴収票（昭和 62 年、平成元年から 4 年、6 年及び 7 年）に記載されている社会保険料額は、給与額に相当する厚生年金保険料を加えた場合の金額とは大きく相違しており、雇用保険料にはほぼ一致している金額であることが確認できる。

また、B厚生年金基金（A社が加入していた厚生年金基金）からは、申立人の加入記録については確認できない旨の回答が得られたほか、C社（A社を吸収合併した会社）からは、資料が無いため、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除の事実については、確認できない旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時の事務担当者及び当該期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた同僚 9 人に照会したところ、そのうちの 1 人から、「厚生年金保険への加入は本人の申出次第であった。」との回答が得られたことから、当時、A社においては、従業員全員を必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の

名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 903

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年4月1日まで  
② 昭和28年9月1日から29年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、昭和27年9月1日から28年4月1日までの期間及び同年9月1日から29年4月1日までの期間について加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時、勤務していたことは間違いなく、厚生年金保険にも加入していた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立期間当時の事業主及び平成22年5月まで事業主であった者は既に他界していることから、申立人の勤務状況等について確認することができない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時の事業主の妻に確認したところ、申立人の名前については記憶しているものの、それ以外のことについては記憶していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入に関する具体的な内容は不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時にB社において被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した同僚二人に照会したものの、回答は得られなかった。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚二人と思われる者が判明したものの、連絡先が不明であるため照会することができない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

た事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 904

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年8月2日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成3年3月から同年8月2日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。しかし、この期間にA社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた同僚7人及び申立人が名前を挙げた同僚4人の計11人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの1人は、自分は平成3年4月に入社したが、申立人とは同期であったと証言していること、また、別の1人は、申立人と同期に入社し一緒に新入社員研修を受けたが、その時期は同年7月より前であったと証言していることから、申立期間について、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時のA社の社会保険担当者からは、当時、入社後3か月の試用期間があり、その間は、従業員を社会保険には加入させず、また、同期間経過後においては、社会保険への加入、未加入は本人の希望により決めていた旨の証言が得られた。

また、平成3年4月に入社し、申立人と同期であったとしている同僚からは、申立人と同じく同年8月2日に被保険者資格を取得した旨のほか、入社後、3か月ないし4か月经過してから、会社から健康保険証を受け取った記憶がある旨の証言が得られた。

さらに、申立人が自身より前から勤務していたとして名前を挙げている同僚二人の被保険者資格取得日は、申立人と同日又はそれ以降であることから、A社においては、入社と同時に社会保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

加えて、同僚照会で回答のあった3人からは、申立人の厚生年金保険の

加入について、具体的な証言は得られなかった。

また、申立期間当時の事業主は既に他界していることから、存命中で連絡先の判明した当時の取締役一人に照会したものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の加入について、具体的な証言は得られなかった。

一方、公共職業安定所に申立人のA社における雇用保険記録を照会したところ、資格取得年月日は平成3年8月2日、離職年月日は6年1月24日であるとの回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。